

資 料

1 計画策定方針

第6次羽生市総合振興計画後期基本計画策定方針

1 計画の策定趣旨

本市は、「市民参加、市民参画、市民協働」、「次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり」をまちづくりの基本理念とし、「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」を将来都市像とする第6次総合振興計画基本構想を平成30（2018）年3月に策定した。現在は、前期基本計画にのっとり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めているところである。

この度、第6次羽生市総合振興計画前期基本計画が、令和4（2022）年度末に満了を迎えるに当たり、まちづくりを進めるうえでの指針となる時代の流れに順応した第6次羽生市総合振興計画後期基本計画を策定するものである。

2 基本的な考え方

(1) 第6次羽生市総合振興計画前期基本計画を引き継ぐ計画

第6次羽生市総合振興計画基本構想では、その計画期間を10年間としつつ、前期5年間後期5年間と、社会情勢を踏まえて変更することを期待している。

したがって、基本的には全体の「基本構想」及び「施策の大綱」を踏襲した計画とし、加えて近年の社会情勢を十分に踏まえた計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

平成23（2011）年8月の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなったものの、引き続き中長期的視点から、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画として位置付けている。

3 計画の構成

構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とする。

(1) 基本構想

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想で、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方となる「理念」や、理念に基づき本市の目指すべき姿を示す「将来都市像」や「施策の大綱」を定める。

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）の10年間

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、基本構想で示された将来都市像を実現するための基本的な方向性と施策を定める。

計画期間：後期：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）の5年間
（前期：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）の5年間

- ・構成や表現なども含め、市民に分かりやすい計画とする。
- ・P D C Aサイクルを意識したマネジメントしやすい計画とする。
- ・現行の「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「羽生市人口ビジョン」の内容を生かした計画とする。
- ・D Xの推進、脱炭素社会の実現等、新たな社会の動きやS D G sに掲げられた各目標を考慮した計画とする。

(3) 実施計画

基本計画に定められたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画で、基本計画で定められた施策を優先順位に基づいて具体的に実施できる形として定める。社会経済情勢の変化に応じて、毎年度見直すローリング方式とする。

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）の3年間

4 策定の体制

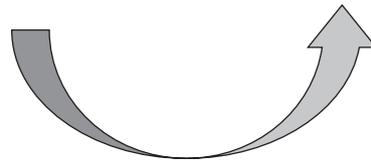
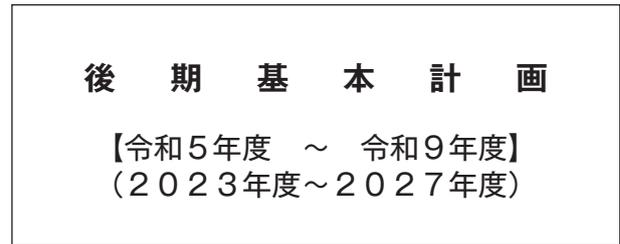
(1) 市民参加

| 名 称 | 構 成 | 役 割 |
|--|--|---|
| 総合振興計画審議会 | 【30人以内】 ・市教育委員会の委員 ・市農業委員会の委員 ・市職員 ・市内の公共団体等の役員及び職員 ・学識経験者（公募委員含む） | ・総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う。 |
| 行政改革推進委員会 | 【10人】 ・市政の運営に優れた識見を有すると認められる市民 | ・前期基本計画の各施策について、令和2年度までの評価を行う。 |
| 未来カフェ羽生 | 【30人程度】 ・まちづくりに優れた識見を有すると認められる市民 | ・今後のまちづくりについて提案等を行う。 |
| アンケート調査 ・市民意識調査 (令和2(2020)年度に実施済み) ・市民アンケート | 【無作為抽出された市民】 ・住民基本台帳から地区別に無作為抽出。 | ・市内に在住する18歳以上の市民に郵送法（郵送による配布・回収）により意見を伺う。 |
| パブリックコメント | 【全市民】 ・窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等で意見を寄せていただく。 | ・市が基本的な政策の意思決定を行う前に、広く意見を伺う。 |

(2) 庁内体制

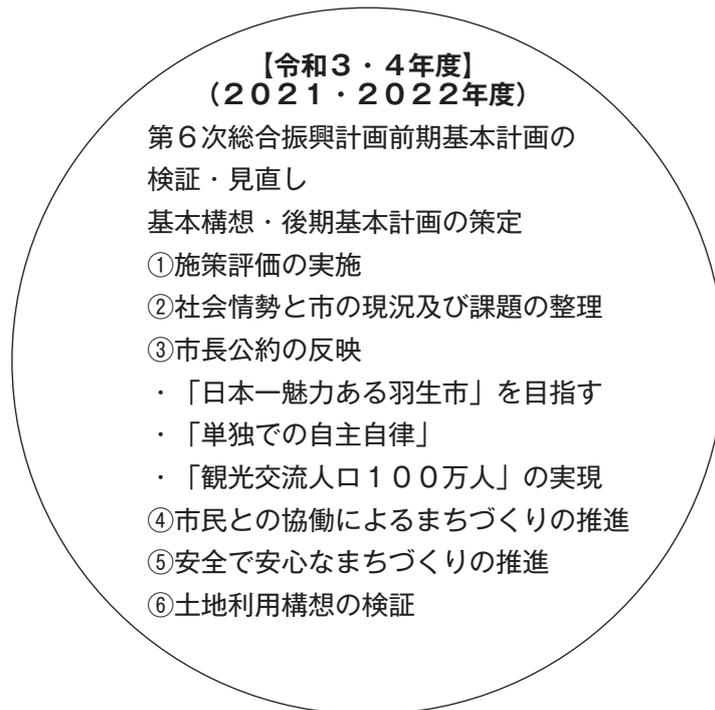
| 名 称 | 構 成 | 役 割 |
|--------------------|---|---|
| 総合振興計画策定本部 | 【16人】 ・ 経営会議メンバー (会長) 市長 (副会長) 副市長 | ・ 計画策定における庁内の意思決定を図る。 計画案について検討し、専門部会に対し必要な指示を与える。 |
| 総合振興計画専門部会 | 【40名】 ・ 課長級 (会長) 企画財務部長 (副会長) 企画課長 | ・ 政策ごとに部会を設け、部会ごとに課題の検討、計画素案の調整を行い、計画素案を策定本部に提出する。 |
| 総合振興計画 研究プロジェクト | 【10名程度】 ・ 係長級以下の若手メンバー | ・ 職員の意見を計画案に反映させるため、計画に係る職員アンケート等を基に成果をまとめ専門部会に報告する。 |

第6次羽生市総合振興計画構成イメージ

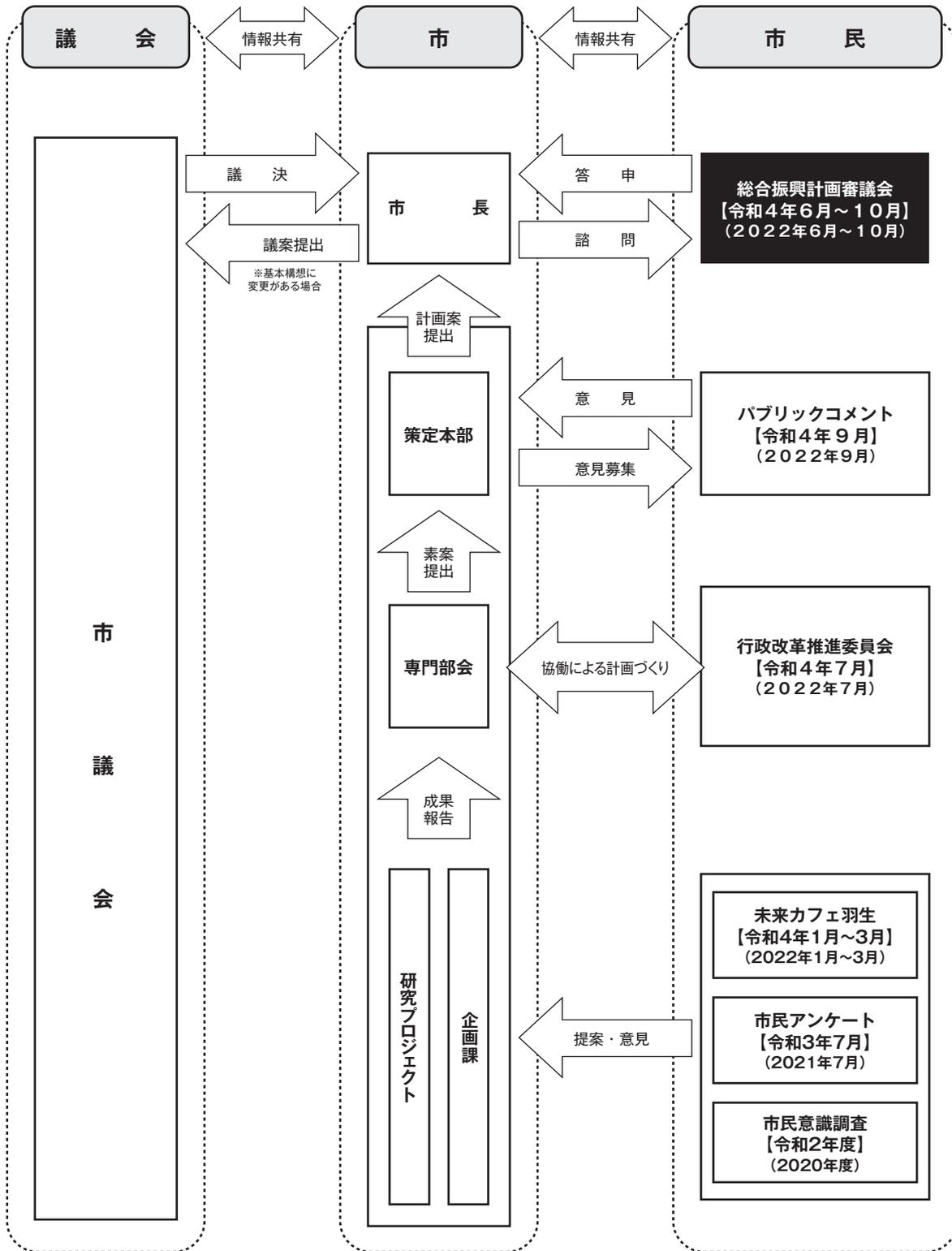


行政評価による検証・改善
庁内体制……行政改革推進本部
外部評価……行政改革推進委員会

将来都市像の実現



市民との協働による計画づくりフローチャート



資料

2 計画策定の経過

| 年 月 日 | 実施内容 |
|-------------|--|
| 令和2年11月～12月 | 市民意識調査実施 |
| 令和3年 7月 5日 | 「第6次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針決定 |
| 9月 3日 | 第1回策定本部開催 |
| 10月 4日 | 第1回専門部会開催 |
| 10月～12月 | 市民座談会実施 |
| 10月 | 職員アンケート実施 |
| 10月～12月 | 総合振興計画研究プロジェクト会議開催 |
| 10月～12月 | 各課調書作成 |
| 令和4年 1月16日 | 第1回未来カフェ羽生開催 |
| 1月～3月 | 政策別意見調査（第2回未来カフェ羽生中止に伴う書面調査） |
| 2月 | 専門部会第1回各部会開催 |
| 3月 | 専門部会第2回各部会開催 |
| 4月18日 | 第2回策定本部開催 |
| 6月 6日 | 第3回策定本部開催 |
| 6月20日 | 第1回総合振興計画審議会開催 市長から審議会会長に第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）を諮問 |
| 7月13日 | 第1回行政改革推進委員会開催 |
| 7月25日 | 総合振興計画審議会第2部会（第1回）開催 |
| 7月26日 | 総合振興計画審議会第1部会（第1回）開催 |
| 8月 2日 | 総合振興計画審議会第1部会（第2回）開催 |
| 8月 4日 | 総合振興計画審議会第2部会（第2回）開催 |
| 9月1日～ 9月30日 | 第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）のパブリックコメント実施 |
| 10月20日 | 第2回総合振興計画審議会開催 |
| 11月30日 | 審議会会長から第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について答申 |

3 羽生市総合振興計画審議会条例

羽生市総合振興計画審議会条例

昭和45年12月23日
条例第35号

資
料

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、羽生市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、総合振興計画（国土利用計画を含む。）の調整に関し必要な調査及び審議を行うため、羽生市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 市の職員
- (4) 市内の公共団体等の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 羽生市新市建設審議会条例（昭和32年条例第12号）は、廃止する。

附 則（昭和49年10月1日条例第24号抄）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
（昭和49年11月規則第17号で、同49年11月25日から施行）

附 則（昭和54年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月23日条例第16号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

4 羽生市総合振興計画審議会委員名簿

(任期 令和4(2022)年6月20日~令和6(2024)年6月19日まで) (敬称略)

| | 役職名 | 氏名 | 部会 | 審議会条例第3条第2項による区分 |
|----|-----------|---------|------|------------------|
| 1 | 会長 | 長谷川 光 男 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 2 | 副会長 | 鎗 田 和 子 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 3 | | 高 瀬 賢 一 | 第1部会 | 市の教育委員会委員 |
| 4 | | 中 島 牡 雄 | 第2部会 | 市の農業委員会委員 |
| 5 | | 甲 山 浩 | 第1部会 | 市の職員 |
| 6 | | 乾 雅 実 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 7 | | 谷 島 栄 太 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 8 | | 宮 崎 初 枝 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 9 | 第1部会 部会長 | 角 屋 房 男 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 10 | | 柿 沼 スミ江 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 11 | | 坪 井 淳 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 12 | | 岡 戸 治 郎 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 13 | | 福 田 剛 史 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 14 | 第1部会 副部会長 | 小 澤 和 恵 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 15 | | 浜 島 英 仁 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 16 | | 羽 鳥 正 行 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 17 | | 小久保 雅 夫 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 18 | | 田 中 圭 子 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 19 | 第2部会 副部会長 | 石 森 実 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 20 | | 高 柳 好 雄 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 21 | | 金 子 重 弥 | 第2部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 22 | | 清 水 浩 美 | 第1部会 | 市内の公共団体等の役員及び職員 |
| 23 | 第2部会 部会長 | 入 江 建 夫 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 24 | | 木 村 健 造 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 25 | | 水 野 浩 | 第1部会 | 学識を有する者 |
| 26 | | 若 林 出 | 第1部会 | 学識を有する者 |
| 27 | | 新 井 鼎 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 28 | | 五月女 彩 子 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 29 | | 関 根 直 司 | 第2部会 | 学識を有する者 |
| 30 | | 横 島 幸 英 | 第1部会 | 学識を有する者 |

5 諮問書

羽企発第221号
令和4年6月20日

羽生市総合振興計画審議会会長 様

羽生市長 河田 晃 明

諮 問 書

羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項 第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について

2 理 由

市では、平成29年度に策定した第6次羽生市総合振興計画基本構想及び前期基本計画に基づき、将来都市像である「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の創造、実現を目指し、市民が主役のまちづくりに取り組んでおります。

前期基本計画の計画期間は、令和4年度末をもって終了しますので、引き続き基本構想に基づいた後期基本計画を策定し、各種施策を推進していく必要があります。

総合振興計画は、人口減少・少子高齢化、市民の価値観の多様化、DXの推進、脱炭素社会の実現等、社会の動きやSDGsに掲げられた各目標に対応しなければなりません。

このようなことから、これまでの施策の展開を十分に踏まえた上で、第6次羽生市総合振興計画基本構想の実現に向け、後期基本計画を策定することについて、諮問するものです。

6 答申書

令和4年11月30日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市総合振興計画審議会
会長 長谷川 光 男資
料

第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和4年6月20日付け羽企発第221号において諮問のありました第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について、羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり答申します。

答 申

当審議会は、計6回にわたり会議を開催し、第6次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）について、担当者の説明を受け、政策・事業内容を確認しつつ、慎重に審議を重ねてまいりました。

今回の計画（案）は、現状を分析しながら前期基本計画を検証し、継続すべきものは継承しつつ、計画の実効性を高めるために取組や事業が改定されているものと評価できます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大、SDGsやデジタル化の進展など社会情勢の変化を踏まえた内容となっているものと認められます。

今後の課題としては、目標指標の実現はもちろん、まちづくりの姿勢として掲げられている「市民が主役のまちづくり」をさらに前進させるために、「市民の参加、参画、協働」のより一層の推進が必要です。

そのためには、市民が市政に対し関心を持つことが重要であり、開かれた市政と透明な行政経営を実現し、市民と行政が情報を共有していくこと、また、各審議会等における委員公募の拡大や幅広い層からの公聴の実施など、多くの市民の声が市政に反映されていく仕組みづくりが必要と考えます。

最後に、審議の過程で出された各部会からの個別意見を下記のとおり付記しますので、羽生市の将来都市像「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」の実現に向けて十分配慮されますことを要望します。

記

(1) 政策1 協働・文化 ～地域とともに生きるまちをつくる～

- ア 市民協働・参画の推進について、各審議会等における委員の公募の拡大や市民の意見が市政に反映されるような仕組みづくりを進められたい。
- イ コミュニティ支援について、自治会への加入促進を図るために、地域の状況に合わせた取組の強化を図られたい。
- ウ 文化の継承・振興について、災害時を含めた文化財の保護の強化や郷土芸能の継承のための地域の取組への支援を図られたい。
- エ 男女共同参画の推進について、各審議会等における女性委員の登用の拡大など女性の声が市政に反映されるような取組を図られたい。

(2) 政策2 子育て・教育 ～子どもを育て学びを高めるまちをつくる～

- ア 子育て支援の推進について、市が組織的に連携して子育てしやすいまちづくりに取り組みられたい。また、子ども食堂への支援など子どもの貧困対策の強化を図られたい。
- イ 家庭教育の充実について、子どもの読書の取組を引き続き進められたい。
- ウ 義務教育の充実について、勉強が苦手な子どもへの対策など学力を向上させる取組の強化を図られたい。また、学校の現場における業務改善を図られたい。
- エ 高等教育機関等との連携について、羽生市学びあい夢プロジェクト事業を魅力のある事業として継続して実施されたい。
- オ 生涯学習の推進について、市民のサークル活動が活性化するような取組を図られたい。

(3) 政策3 福祉・健康 ～元気で助け合えるまちをつくる～

- ア 地域福祉の推進について、ケアラー・ヤングケアラーの実態を把握し、対策を図られたい。
- イ 高齢者支援の推進について、いきいき百歳体操の更なる普及などフレイル予防を推進されたい。
- ウ スポーツの振興について、中学校部活動における地域スポーツ団体の活用を図られたい。
- エ 社会保障の適正運用について、生活困窮者がコロナ禍で増えていると思われるが、就労支援を含め適切な支援を図られたい。

(4) 政策4 安全・安心 ～いのちと暮らしを守るまちをつくる～

- ア 防災対策の推進について、自助・共助の観点から市民の防災意識が向上するよう啓発強化を図られたい。
- イ 消防・救急・救助体制の充実について、消防団員数の充足に向けた取組を実施されたい。
- ウ 交通安全対策の推進について、通学路の安全性が確保されるよう道路や交通安全設備の整備強化に取り組まれたい。
- エ 防犯対策の推進について、防犯灯等、防犯設備の整備強化を図られたい。
- オ 消費者行政の推進について、消費生活講座の開催の拡大等、意識啓発の取組強化を図られたい。

(5) 政策5 産業・雇用 ～活気と魅力あるまちをつくる～

- ア 農業の振興について、農地所有者と耕作者を結びつける取組の強化など農地がしっかりと管理・活用されるよう図られたい。
- イ 観光の振興について、人に来てもらうことで地場産業などの発展へつながっていくような展望を持って取り組まれたい。

- ウ 勤労者支援・雇用の促進について、外国人労働者の増加に伴い外国人に対する教育・福祉・医療などの充実・強化を図られたい。
- エ 企業誘致の推進について、就業機会が確保できるような企業の誘致に積極的に取り組まれたい。

(6) 政策6 都市基盤 ～インフラを整え生活を支えるまちをつくる～

- ア 市街地等の整備について、中心市街地における空き家・空き地対策の強化を図られたい。
- イ 道路の整備について、老朽化した橋梁の修繕や撤去等、橋梁を適切に管理されたい。
- ウ 移動手段の確保について、あい・あいバス、のりあいタクシーは、利用実績や利用者のニーズに応じた運行となるよう進められたい。
- エ 上水道の整備について、安定的な給水が図られるよう、水道料金の改定や水源の確保等、水道事業の健全な運営に努められたい。
- オ 公園・緑地の整備について、市民が利用しやすい公園となるよう整備されたい。

(7) 政策7 生活環境 ～きれいで自然を感じるまちをつくる～

- ア 下水道の整備について、地域によって下水処理に係る市民サービスに差がないような事業計画とされたい。
- イ ごみ処理の適正化について、資源ごみのリサイクルに対する市民の意識が高まるよう啓発の強化を図られたい。
- ウ 環境保全の推進について、CO₂排出量削減の目標達成に向けた取組の推進を図られたい。
- エ 空き家・空き地対策の推進について、その発生が顕著な中心市街地において、空き家・空き地が活用されるような取組を進められたい。

(8) 政策8 行政経営 ～健全な経営で自律するまちをつくる～

- ア 持続可能な財政運営について、市も自ら稼ぐ取組を進めるなど経営の感覚を取り入れられたい。
- イ 地方創生の推進について、人口を増やす施策を強化して取り組まれたい。

7 市民参画

(1) 総合振興計画審議会

総合振興計画審議会では、諮問機関として、総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行いました。開催状況は次のとおりです。

| | 期 日 | 内 容 |
|-------------|---------------|---|
| 第1回 | 令和4年 6月20日(月) | (1) 審議会の役割について (2) 計画案決定までの流れについて (3) 審議方法について (4) 総合振興計画(案)の内容について (5) 担当部会の決定 (6) 部会長及び副部会長の選出 |
| 第2部会 第1回 | 令和4年 7月25日(月) | 部会による審議 総合振興計画後期基本計画(案)政策5・6の審議 |
| 第1部会 第1回 | 令和4年 7月26日(火) | 部会による審議 総合振興計画後期基本計画(案)政策1・2の審議 |
| 第1部会 第2回 | 令和4年 8月 2日(火) | 部会による審議 総合振興計画後期基本計画(案)政策3・4の審議 |
| 第2部会 第2回 | 令和4年 8月 4日(木) | 部会による審議 総合振興計画後期基本計画(案)政策7・8の審議 |
| 第2回 | 令和4年10月20日(木) | (1) 各部会における審議経過の報告 (2) 答申書の作成 |

(2) 未来カフェ羽生

総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、市民の皆様がまちづくりについて、日頃から感じていることなど、広く意見を聴取し、施策に反映していくため、ワールドカフェ形式※による討論会「未来カフェ羽生」を開催しました。

参加者数：一般公募5名 団体推薦31名 合計36名

【第1回 未来カフェ羽生】

日時：令和4（2022）年1月16日（日）午後1時30分～午後4時30分

場所：埼玉純真短期大学 研修棟3階 303・304 講義室

テーマ① 「コロナ禍の生活で変わったこと・気づいたこと」

テーマ② 「コロナ終息後の羽生市について」

【第2回 未来カフェ羽生】

日時：令和4（2022）年1月30日（日）午後1時30分～午後4時30分

場所：埼玉純真短期大学 研修棟3階 303・304 講義室

テーマ③ 「第6次羽生市総合振興計画の8つの政策」

○新型コロナウイルス感染症拡大により中止し、書面（アンケート）による意見調査に変更して実施

※「ワールドカフェ」とは、“カフェ”にいるようになりリラックスした雰囲気のなか、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、他のテーブルとメンバーを入れ替えながら話し合いを発展させていくことで、相互理解を深め、知識の共有ができる話し合いの手法です。

(3) 市民座談会

市民の幅広い意見を市政に反映し、かつ、市政に対する市民の理解を深めるため、市民と市長が市政に関する意見の交換を行うものです。実施状況は次のとおりです。

- ・開催期間：令和3（2021）年10月14日（木）から12月5日（日）まで
- ・開催場所：市内9地区の各公民館又は小学校体育館
- ・参加者数：302名

(4) パブリックコメント

パブリックコメント制度は、市が基本的な政策の意思決定を行う前に、広く市民の皆様から意見をいただき、これを参考にして意思決定を行うとともに、いただいた意見の概要と市の考えなどを公表するものです。実施状況は次のとおりです。

- ・実施時期：令和4（2022）年9月1日（木）～9月30日（金）
- ・意見提出者数：2名
- ・意見項目数：3件

(5) 市民意識調査

市政についての市民の意見や要望等を広く把握し、これからのまちづくりの資料とするため、市民意識調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

- ・調査対象：市内に在住する18歳以上の市民
- ・対象数：2,500人
- ・抽出方法：住民基本台帳より地区別、無作為抽出
- ・調査方法：郵送法（郵送による配布・回収）
- ・調査期間：令和2（2020）年11月20日（金）～12月11日（金）
- ・有効回収票数（回収率）：1,412人（56.5%）

市民意識調査結果（抜粋）

| 項目 | 順位（割合） |
|---------------|--|
| 羽生市の将来像 | 1位「福祉施設が充実した福祉都市」（39.8%） 2位「子育てしやすい安心な都市」（33.8%） 3位「活気ある商業都市」（27.8%） |
| 住み心地 | 1位「まあまあ住み良い」（47.1%） 2位「住み良い」（25.7%） 3位「どちらとも言えない」（14.5%） 4位「住みにくい」（6.9%） |
| 住み良い理由 | 1位「永年住みなれ、愛着がある」（52.2%） 2位「買い物の便が良い」（39.8%） 3位「自然環境が良い」（39.6%） |
| 住みにくい理由 | 1位「交通の便が悪い」（44.3%） 2位「都市施設が整っていない」（42.3%） 3位「買い物が不便である」（37.1%） |
| 住み続けるために必要なもの | 1位「医療施設の充実」（38.2%） 2位「福祉施設の充実」（31.1%） 3位「生活道路の整備」（30.0%） ----- 30歳以上で「医療施設の充実」が最も高くなっています。また、「生活道路の整備」「商業施設の充実」はいずれの年代でも2割を超えています。 |
| 満足度の評価が高い施策 | 1位「消防・救急・救助体制の充実」 2位「義務教育の充実」 3位「市民協働・参画の推進」 ----- “いのちと暮らしを守るまちをつくる”分野で比較的評価の高い項目が多い。 |
| 満足度の評価が低い施策 | 1位「空き家・空き地対策の推進」 2位「移動手段の確保」 3位「道路の整備」 ----- “インフラを整え生活を支えるまちをつくる”や“きれいで自然を感じるまちをつくる”分野で比較的評価の低い項目が多い。 |
| 今後力を入れるべき施策 | 1位「高齢者支援の推進」（32.7%） 2位「子育て支援の推進」（26.6%） 3位「地域医療の充実」（23.9%） 4位「空き家・空き地対策の推進」（22.2%） 5位「移動手段の確保」（19.3%） |

注）満足度は、各項目の5段階評価を加重平均によって点数化したものにより比較
施策の分野は、第6次羽生市総合振興計画による。

(6) その他

①羽生市まちづくり自治基本条例（抄）

羽生市まちづくり自治基本条例

平成21年11月30日

条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、羽生市における市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市の役割及び責務並びに参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めることにより、市民、議会及び市が相互に理解し、協力し明るく豊かで活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、羽生市におけるまちづくりの最高規範とする。

2 議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用並びに施策の実施に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第9章 市政運営の原則

(総合振興計画)

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、この条例の趣旨をふまえて基本構想及び基本計画（以下「総合振興計画」という。）を市民参画のもとで策定しなければならない。

2 市は、総合振興計画を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に応じた見直しに努め、必要に応じてその状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（和令3年12月17日条例第30号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

②羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

平成24年10月1日
条例第26号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく羽生市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。